秋田市自転車利用環境のあり方を考える懇談会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市の自転車利用環境のあり方について広く意見を求めるため、秋田市自転車 利用環境のあり方を考える懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇談会は、次の事務を所掌する。
 - (1) 秋田市の自転車利用環境のあり方について検討し、その結果を市長に提言すること。
 - (2) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(委員)

- 第3条 懇談会は、委員8人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会長等)

- 第4条 懇談会に会長を置き、委員の中から互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 懇談会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇談会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、秋田市都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この要綱は、平成20年10月22日から施行する。